

広域道路交通量算定等

業務委託

特記仕様書

大分県土木建築部
道路建設課

令和7年5月

特記仕様書

第1条 適用

本業務は、この特記仕様書によるほか「設計業務等共通仕様書」（令和7年4月）（以下、「共通仕様書」とする）により実施しなければならない。

※共通仕様書については、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>)にて掲載している。

第2条 照査技術者及び照査の実施

- 1 本業務は、共通仕様書第1108条「照査技術者及び照査の実施」に基づき行う業務である。
- 2 本業務においては、別添の資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）によるものとする。
業 種：土木コンサルタント
業務区分：道路
- 3 共通仕様書第1108条第2項（3）に基づく照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

第3条 契約期間

本業務の契約期間は、契約の日から令和8年3月30日までとする。

第4条 業務の目的

本業務は、大分県大分市を起点とし、愛媛県八幡浜市を終点とする構想路線である豊後伊予連絡道路について、交通量を算定し、整備効果を把握するとともに、豊後伊予連絡道路の費用対効果の算出やPFI的手法の検討への活用等、今後の検討に向けた基礎資料としてとりまとめることを目的とする。

第5条 業務内容

「業務内容説明書」による。

- 第6条 本業務の内容において、具体的な検討方法等については、公募型プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

- 第7条 受注者は、採用された「技術提案」に基づき適切に業務を遂行するものとする。
なお、採用された技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

第8条 土木設計業務等変更ガイドラインの適用

設計図書の変更等については、大分県土木設計業務等委託契約約款第18条から第25条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン」によるものとする。

第9条 公共土木施設のデータベース登録

受注者は、当該委託業務の成果物を「公共土木施設データベース」へ登録するための費用を最終請負金額確定後、速やかに公益財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）に直接あるいは振り込みにより支払い、センター発行の「受付証明書」を受け取ること。センター発行の「受付証明書」については、その写しを完成検査までに調査職員に提出すること。

第10条 公共土木施設のデータベース登録

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(実施要領公表場所 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/weeklystance.html>)

第11条 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議すること。

